

(2) 各施策における現状と課題及び今後の方向性

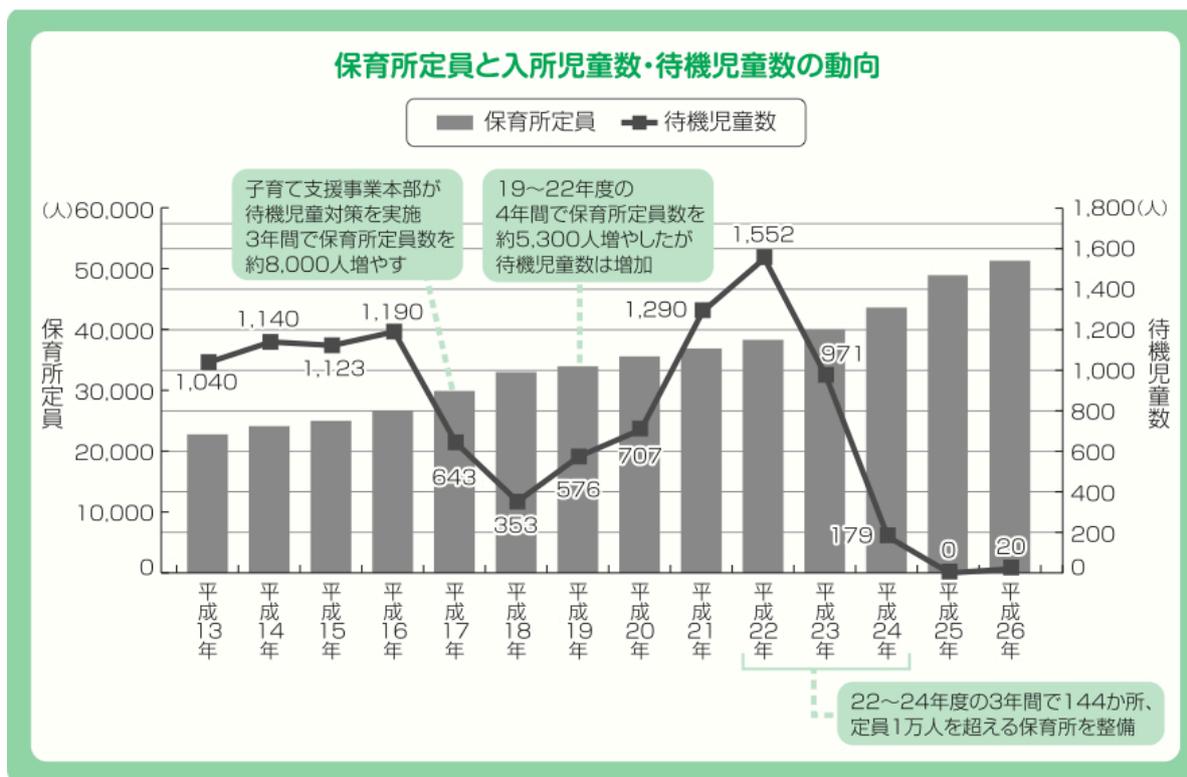
施策分野 1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる《子ども・青少年への支援》

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

現状と課題

◆「保育・教育」ニーズの増加と多様化

- 平成 27 年度から施行される新制度では、それぞれの地域における保育・教育、地域の子育て支援等に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況や経済状況等にかかわらず、全ての子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に提供していくことが求められます。
- 現在、本市では 0 歳児のうち約 6 人に 1 人、1 歳児以降は約 3 人に 1 人が保育を利用しています。また、3 歳児のうち半数以上が、4、5 歳児では約 3 人に 2 人が幼稚園を利用しています。
- 近年の社会経済情勢の変化を受けて、働く女性が増えています。そのため、保護者の就労時間帯の子どもの預かりに対するニーズが増加し、保育所の利用希望は年々増加しています。一方、幼稚園の通常の時間帯の利用は減少傾向にありますが、「幼稚園の教育を受けさせたい」という保護者の思いも依然として強く、幼稚園における長時間（1 日おおむね 11 時間）の預かり保育や認定こども園の利用も増えています。
- これまで本市では、増え続ける保育所入所申込者に対応するため、保育所の整備を積極的に進め、10 年間（平成 15 年度から平成 24 年度まで）で新たに約 24,000 人分の保育所定員を確保し、約 2 倍に拡大するとともに、幼稚園における長時間（1 日おおむね 11 時間）の預かり保育を充実してきました。そして、平成 22 年度からは待機児童対策を本市の重点施策とし、ハードとソフトの両面から取組を進めてきた結果、平成 25 年 4 月 1 日時点の待機児童数は、「横浜市中期 4 か年計画 2010～2013」の目標である 0 人を達成しました。
- しかし、待機児童ゼロ達成による保護者の保育所入所に対する期待の高まりなどにより、平成 26 年 4 月の入所申込みの増加数は 4,114 人という過去最大の伸びとなり、特に 1 歳児の増加が顕著でした。平成 26 年 4 月 1 日に向けてあらゆる手を尽くしましたが、待機児童数は 20 人となり、2 年続けてのゼロ達成とはなっていません。全ての子どもに質の高い乳幼児期の保育・教育を保障するため、子どもを豊かに育む保育・教育の環境を整えていくとともに、多様な市民ニーズに迅速・的確に対応していくことが必要です。
- 本市調査では、未就学児を持つ家庭において、現在就労していないが就労を希望している保護者のうち、一番下の子どもが大きくなったら就労したいと考えている割合は、父親が 8.4%、母親が 54.5% となっています。特に、母親について、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」（28.5%）が最も多く、そのうち「週 3 日」が約半数（48.5%）、1 日当たりでは「5 時間以下」が約 7 割（68.0%）となっており、比較的短時間で働く人の保育ニーズにも対応していくことが必要です。
- 家庭で子育てをしていますが、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト（休息、息抜き）など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がありますが、日常的に子どもを預かってもらえる親族や知人がいる人は 27.4%にとどまっており、緊急時でさえも預けられる親族や知人がいない人が 16.6% となっています。そのため、一時的に預けられる場の充実が求められています。



◆一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていく必要性

○乳幼児期は人間形成の基礎をつくる時期です。この時期の育ちで大切なことは、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことです。そのため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、本市が目指すべき姿に到達できるよう、子どもの育ちに関わる家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもが育つ全ての場が連携し、切れ目なく共に育ちを支えていくことが必要です。

◆保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続

- 小学校へ入学する際、新しい環境である小学校の生活にうまく適応できず、不安になる児童がいます。家庭や保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前に培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。
- 小学校以降も、これまでの育ちを踏まえながらその後を見通し、長い目で子どもの育ちをとらえ、また育ちの連続性を大切にしていくことが重要です。保護者や地域と「共に育てる意識」を高められるよう、子どもの育ちと学びを支える人的環境を豊かにしていく必要があります。

◆保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の確保及び保育・教育の質の維持・向上

- 保育所、幼稚園、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育・教育の基盤となる保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、人材の確保が急務となっています。また、各施設では、人材の定着も重要な課題となっています。
- 併せて、子どもの豊かな育ちのため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上による保育・教育の質の維持・向上が求められています。

◆障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもとその家庭への支援

- 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもが、その子の特性や発達に応じて保育・教育を受けられる環境を整えるとともに、障害の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- こうした子どもたちへの支援に当たっては、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭や地域、保育所、幼稚園、認定こども園、関係機関等が連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。
- また、例えば、子どもに対して保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育所、幼稚園、認定こども園等は自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止など社会的養護の観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

◆学齢期の児童への対応

- 小学校就学後の学齢期は、生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後においても、子どもの発達段階に応じた、様々な取組や工夫を行う必要があります。
- 子育て家庭の保育ニーズの増大や多様化に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を打破する必要があります。
- また、小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていく必要があります。児童の成長・発達に応じた支援者としての役割を十分に理解し、いろいろな遊びや過ごし方を引き出せるような人材の育成が必要です。

施策の目標・方向性

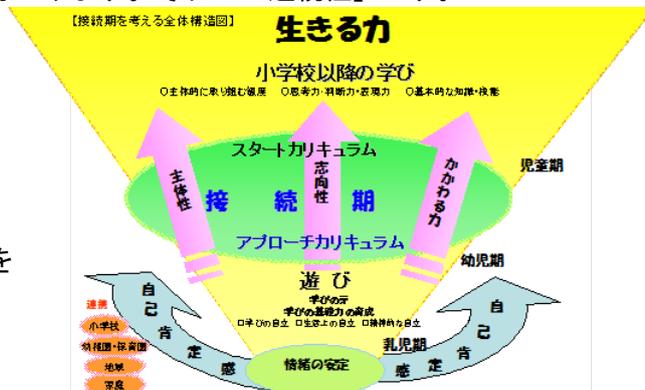
1 質の高い乳幼児期の保育・教育基盤を確保します。

- 「子どもにとって」、「子ども・青少年の成長を長い目でとらえる」という本市の理念に基づき、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切にし、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。
- 乳幼児期の保育・教育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進することにより、安定的な保育・教育基盤を確保します。
- 一人ひとりの発達に応じた乳幼児期からの育ちの積み重ねを大切にし、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性（※）を保障する保育・教育を目指します。また、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指します。
- 保護者が園行事や一日保育士体験などに参加し、直接関わることで、保育所、幼稚園、認定こども園等での保育・教育について理解を深めるとともに、子どもの様子や学ぶ姿を知り、子どもへの理解を深めながら、園と家庭が連携して共に育てることの大切さについて意識を高めます。
- 平成 25 年度から受審を義務化した保育所の福祉サービス第三者評価の充実を図り、その他施設・事業等の評価の仕組みについて検討を進めます。
- 待機児童対策を継続するとともに、新制度の下、既存の保育・教育資源を最大限活用しながら、多様な保育・教育ニーズに対応するための基盤確保を推進します。
- 地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- 保護者の様々なニーズに対し、適切な保育・教育の利用につなげる利用者支援を推進します。

※子どもの育ちと学びの連続性・一貫性

乳幼児期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。子どもは一日一日を積み重ねて成長していきますが、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校など育ちの場が変わっても、何ら変わることなく、子どもの育ちと学びは連続していきます。子どもの育つ力、学ぶ力にはしっかりとつながりがあることが分かります。それが「連続性」です。

また、育ちの場がかわっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、子どもの成長を長い目で見通した一貫性のある支援や指導が必要となります。長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、そうした子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。



出典：「育ちと学びをつなぐ～横浜版 接続期カリキュラム～」
(横浜市子ども青少年局／横浜市教育委員会)

2 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を図ります。

- 子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、一時預かりなど多様な保育・教育の場を確保します。また、各区に保育コンシェルジュを配置し、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細かに相談、情報提供を行い、適切へと利用に結び付けます。
- 障害のある子どもへの保育・教育の場として、市立保育所や民間認可保育所、横浜保育室、幼稚園、認定こども園での積極的な受入れのための体制の充実や保育者の専門性の向上を図るとともに、特性や成長に合わせた支援を行います。

3 放課後の居場所を充実させます。

- 全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させます。そのため、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

4 人材の確保、定着、育成及び質の維持・向上を進めます。

- 保育・教育の基盤となる人材を確保するため、県や他の指定都市、中核市と共に「かながわ保育士・保育所支援センター」を運営するほか、養成校への出張就職ガイダンスや私立保育所バス見学ツアー、潜在保育士向け就職面接会の開催、宿舍借り上げ支援等を実施します。併せて、認定こども園への円滑な移行促進のため、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を併有するための支援を行い、保育教諭の確保に取り組みます。また、人材の定着に向け、施設長等に対する働きやすい環境づくりに関する研修を実施します。
- 保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事に対する誇りを持ち続け、専門性や実践力を高められるようにするため、人材育成研修を充実します。また、実践研究を進め、保育・教育における課題や目指すべき姿を明らかにしながら実践を積み重ねることにより、保育・教育の質の維持・向上を目指します。そして、研究の成果を生かし、子どもの豊かな育ちにつなげます。
- 「保育資源ネットワーク」(※)を構築し、保育所、幼稚園、認定こども園等の職員が共に研究や研修を行うことで、それぞれの施設における保育・教育の質の維持・向上につながるようにしていきます。
- 園における保育・教育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がPDCAサイクルで行われるよう、保育・教育の本質を見つめ、子どもの育ちという観点からの自己評価、外部評価に取り組みます。
- 小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上を図るため、研修会等の開催を通じて、活動に関わる人材の専門性や資質を高めていきます。子どもたちを巡る様々な課題は放課後児童育成事業においても同様であり、あらゆる場で切れ目のない支援を行っていきけるよう、子どもの育ちや児童の健全育成に関する専門的な知識と経験に対する研修等により、資質の向上を図ります。

※「保育資源ネットワーク」とは、保育資源における「保育の質（専門性）の向上」と「地域の子育て支援の充実」を図ることを目的とした事業です。より身近な規模の保育資源のネットワークを構築し、保育に関するノウハウや情報の共有を図り、保育の実践研修、子育て支援に関するイベントを共同実施する等、様々な取組を行います。

◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)
保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	65%
放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①100% (全校) ②100% (分割・移転を終えた全クラブ)

【コラム】保護者の一日保育士体験

保護者が子どもが入所している保育所において、子どもたちと一緒に時間を過ごす中で、保育内容や保育士の仕事への理解を深め、保育所は育児不安が軽減するような働きかけを行うことにより、保護者と保育所が連携して子どもの成長を支え合う機会となっています。

一日保育士体験では、従来行われている保育参観や保育参加等に比べ、より深く保育に関り、活動へ参加する仕組みになっています。事前のオリエンテーションに参加し、保育所の守秘義務や衛生管理、安全管理等について説明を受けます。

体験する内容は、子どもの一日の生活に沿って行われ、生活と遊びの場面での介助が中心です。

生活の場面では、手洗い、うがい、排せつや着替えの介助、食事の準備や片づけ、お昼寝の寝かしつけ等を行います。

遊びの場面では、園庭でサッカーなどをして遊ぶほか、散歩、リズム遊び、制作活動などを子どもたちと一緒にを行います。保護者自身が得意なものを披露する園もあり、折り紙やピアノの演奏、フラダンスなども行っています。また、絵本や紙芝居の読み聞かせをする園も多くあります。

参加者からは、「日中の子どもたちの保育園での様子がよく分かった」、「わが子が集団の中で頑張っている姿が見られた」、「保育士の大変さが分かった」、「子どもへの関わり方が分かった」などの感想が聞かれ、保育に対する意見は保育所も参考にしています。



主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

○保育・教育基盤整備事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限に活用するとともに、必要な保育所及び幼保連携型認定こども園、小規模保育事業などの地域型保育事業等を整備します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人(25年度) ②60,003人(26年4月)	①48,797人 ②69,986人

○保育コンシェルジュ事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保育・教育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育・教育の情報提供を行い、利用につなげる保育コンシェルジュ（専門相談員）を各区こども家庭支援課に配置し、保護者のニーズと保育・教育を適切に結び付け、子育て家庭への支援を図るとともに、待機児童の解消につなげます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所

<保育・教育の利用に係る支給認定区分について>

新制度では、保育・教育施設及び事業の利用に当たっては、保育・教育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	保育・教育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (1日おおむね4時間)	・幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 (1日11時間まで) 保育短時間 (1日8時間まで)	・保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業など

<小規模保育事業について>

小規模保育事業は、新制度で新たに位置づけられた事業で、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

小規模保育事業には、A型（分園型）・B型（中間型）・C型（グループ型）の3つの類型があり、職員配置などで基準が異なる部分があります。

A型（分園型）は、保育従事者全員に保育士資格が求められており、認可保育所の分園に近い類型です。

C型（グループ型）は、これまでの横浜市家庭的保育事業と同様の配置基準で家庭的保育者配置することが求められています。

B型（中間型）は、A型とC型の間の類型で、保育従事者の必要数の3分の2以上（※）に保育士資格が求められています。

※横浜市の独自の基準。国の基準では保育従事者の必要数の2分の1以上に保育士資格を求めています。

【コラム】公共建築物における木材の利用を促進します！！

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有しています。このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等に貢献することが期待されています。

平成 22 年に制定された「公立建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るための「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」を平成 26 年 4 月に決めました。

乳幼児期の保育・教育基盤の整備に当たっては、この指針に基づいて、建物の木造化、内装の木質化を促進していきます。



＜「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する指針」とは…＞

- 積極的に木造化・内装等の木質化を促進
- 低層の公共建築物については、原則として木造化
- 市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化
- 木材利用の普及・PRの推進

【コラム】よこはまECO保育所ってご存じですか？

本市では、温室効果ガスを 2020 年度までに 1990 年度比で 25%以上削減することを目指しています。

保育所においても、環境に配慮した施設計画にさせていただくことを推奨し、一定の取組を行った施設に対して「よこはま ECO 保育所」として認証を行っています。認証を受けた施設には、認証プレート・認証書を授与するとともに、本市のホームページで認証園を御案内しています。

＜認証の対象となる主な取組事例＞

- 木材利用の促進
- 未利用・再生可能エネルギーの活用
- 省エネ機器の導入
- 節水機器の導入
- 緑化の実施
- 使用電力のピークカット
- 室内空気環境の向上



○保育・幼児教育研修及び研究事業

保育・教育の質の維持・向上を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の専門性や資質を高める研修及び研究を充実させます。

研修においては、経験年数等に応じた研修や課題別研修など、職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。

研究においては、保育者の関わりや環境構成、子どもの育ちの姿を読み取るなど、日々の保育実践を通して、明らかになった課題について専門家の指導・助言を受けながら主体的に取り組みます。また、公開保育等を行い、実践者と参加者が学び合うことにより、保育についての理解を深めたり、実践力を高めたりします。

なお、保育教諭に関する研修については、学識経験者等も含めて検討委員会を設置し、これまでの保育士や幼稚園教諭の研修を鑑みながら検討を行い、研修の体制を整えていきます。

また、一般社団法人横浜市私立保育園園長会が実施する保育士及び施設長向け研修、保育センター研修事業、公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園教職員の研修・研究事業、父母組織の活動強化費等を助成します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①保育所職員等研修参加者数(各区連携研修含む)	①27,235人	①32,500人
②私立保育園園長会研修参加者延べ人数	②2,744人	②3,000人
③白峰学園保育センター研修参加者延べ人数	③1,722人	③1,722人
④幼稚園における研究・研修への教職員参加者延べ人数	④22,716人 (25年度)	④23,000人

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続に関する研修・研究事業

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指すために、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に、ワークショップ型の合同研修会を行い、園と学校の相互理解を深めます。また、地域ぐるみで円滑な連携・接続を目指すため、保護者・地域と共に学ぶ子育て講演会等の研修を推進します。

また、幼児期から小学校以降にわたり、子どもたちの育ちと学びが連続性・一貫性を持ったものとなるように、平成24年に策定した「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」の考え方にに基づき、実践を通じた研究を継続して行っています。実践研究においては、7年間の「幼・保・小連携推進地区事業」や3年間の「接続期カリキュラム実践事例研究」の実践成果を基に多面的に研究を行い、カリキュラムの改訂の準備を進めます。

子どもの育ちの連続性を図るために、乳児期から幼児期における小規模保育事業等から連携施設への円滑な接続等についても、検討します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～	—	改訂 (28年度)

○幼稚園での預かり保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

認定こども園・幼稚園で、在園児を主な対象とした一時預かりを実施します。
さらに、就労等を理由に定期的な長時間の預かりを希望するニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、長時間保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(年間)	1,025,333人 (25年度)	1,279,613人

○保育所等での一時保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保護者等のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のリフレッシュのために、保育所、認定こども園、横浜保育室で子どもを一時的に預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	159,389人 (25年度)	380,529人

○24時間型緊急一時保育 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

保護者の病気や仕事などで、緊急に子どもを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	2,022人 (25年度)	3,504人

○休日保育(一時保育) ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で保育ができないとき、保育所で子どもを預かります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	476人 (25年度)	4,157人

○乳幼児一時預かり ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かります。
子育て中の保護者が、少しの間子どもと離れて、リフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	67,804人 (25年度)	87,840人

○横浜子育てサポートシステム ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下に子どもの預け、預かりを行います。地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指しています。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数(年間)	45,799人 (25年度)	57,953人

○障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備

障害のある子どもへの保育・教育の場として、保育所や幼稚園、認定こども園など 583 か所で約 2,500 人(25年度)の子どもを受け入れています。

今後、全園を対象とした障害のある子どもへの理解を深めるスキルアップ研修等の実施により、積極的な受入れを促進していきます。

○延長保育事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

多様化する就業形態に対応するため、保育所や認定こども園等において、保育時間(8時間・11時間)を超える時間帯の保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	21,278人(月)

○病児保育事業、病後児保育事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方を記載

病気又は病気回復期で集団保育が困難な児童を預かる医療機関併設の病児保育と病気回復期の児童を預かる保育所併設の病後児保育を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (26年度)	①27か所 ②4か所

○保育士就職面接会

保育士資格を持ちながらも現在保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の復職を支援するために、ハローワークの協力を得て、保育所等運営法人参加による就職面接会を実施し、保育士の確保に努めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	2,000人(30回延べ) (平成27～31年度)

○幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ「保育教諭」を確保し、新制度における幼保連携型認定こども園への円滑な移行促進します。そのため、幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一方のみを所有する人が、「保育教諭」になるために必要なもう一方の免許・資格を取得するための支援を行います。

【コラム】保育教諭とは…

平成24年8月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正認定こども園法」といいます。）により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

新たな「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、配置される職員は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」である必要があります。

この新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置が設けられており、この間にもう一方の免許・資格を取得する必要があります。

なお、この経過措置期間中に幼稚園教諭免許状・保育士資格を有し幼稚園・保育所等において一定の実務経験を有する者を対象として、保育士資格・幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進する制度（厚生労働省）もあります。



○放課後児童育成事業 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数)	①11,761人	①24,463人
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	②全校
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。

【コラム】放課後キッズクラブと放課後児童クラブ、どう違うの？

《放課後キッズクラブ》は、小学校区内に住んでいる全ての子どもたちを対象に、小学校の敷地内で、安全・安心に放課後を過ごすことができる放課後の居場所です。保護者の就労に関わらず、子どもたちが一緒に過ごせること、異なる学年とも交流できることが特徴です。



大口台小学校放課後キッズクラブ（神奈川区）

放課後キッズクラブの活動時間は、放課後から19時までですが、17時から19時までの時間は、留守家庭児童のための「生活の場」として、「おやつ」を食べて、ゆっくり家族のお迎えを待ちます。

また、放課後キッズクラブでは、参加する子どもたちが、いろいろな学びや遊びを体験できるよう、運営する法人が、地域の協力を得ながら、様々なプログラムを用意しています。

《放課後児童クラブ》(いわゆる学童保育)は、主に就労等で昼間保護者が不在の子どもたちが、放課後を過ごす「生活の場」です。市内の放課後児童クラブは、多くが一軒家やマンションの一室等民間施設で、地域の方や保護者の方が運営にも携わり、活動内容や行事を皆さんのご協力により作り上げていただいています。

小学生という貴重な時期に親も子も、クラブの活動を通じて、たくさんの仲間と親交を深めることができることも放課後児童クラブの特徴のひとつです。

毎日通う子が多く、子どもたちは、放課後児童クラブへ行くと「ただいま」、「おかえり」と家族のように日々過ごしています。学校になじめているかどうか気がかりなときも、丁寧に子どもを見守ってくれるスタッフの方からアドバイスをしてもらい、安心して預けることができます。



みつばち学童クラブ（金沢区）

全ての小学生にとって豊かな放課後を… <放課後児童育成事業の基本的な考え方>

小学校就学後の学齢期は、子どもが生きる力を育み、調和のとれた発達を図る重要な時期です。全ての子どもたちにとって安全で豊かな放課後等の居場所を確保することを目的としている放課後児童育成事業は、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えるものであり、学校教育と同様に非常に重要と考えます。そこで、本市では、運営主体・スタッフ・保護者とが連携・協力して実施する放課後等の活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り開く力を育むことができる社会の実現を目指します。

●「遊び・異年齢交流の場」と「留守家庭児童の生活の場」の確保

「遊び・異年齢交流の場」は、自然と触れ合う等の体験活動や、地域行事への参加等を通じて、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

「留守家庭児童の生活の場」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に安心して過ごせる場を提供し、留守家庭児童の健全育成を図ります。

●障害のある子どもたちの参加と、要支援家庭への対応

障害のある子どもたちにとっても、安全に安心して参加できるように十分に配慮するとともに、障害の有無に関わらず、いろいろな仲間と遊び過ごすことによって、子どもたちの「障害」についての理解を深めます。

また、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、関係機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子どもたちの健やかな成長を支援します。

●運営主体の役割と人材の確保及び養成

運営主体は、児童の健全育成の分野における良好な事業実績を有し、安定した運営が見込まれること、専門的な能力を生かした、柔軟な事業が求められます。

なお、事業効果をあげるには、「人材」が鍵となりますので、専門的な研修等の実施により、スタッフの資質向上を図ります。

●保護者の関わり

保護者が子育てにおける第一義的責任を有するという基本認識の下、保護者会への参加や、各事業で実施するプログラムへの協力等、保護者の積極的な関わりを促進します。

●地域のネットワーク推進

学校、保護者、地域の間で緊密に連携を図るとともに、地域の資源を十分活用し、放課後等の居場所のネットワークを築くことで、地域の大人たちの子育てへの関心を高めます。

さらに、大学や企業等、より広い観点からの支援も積極的に受けて、様々な体験の中で子どもたちが成長していくことも重要です。

※この内容は、「放課後児童育成施策の推進に当たっての基本的な考え方」に基づいています。

「放課後児童育成施策の推進に当たっての基本的な考え方」は、平成 17 年 12 月に、運営主体・スタッフ・保護者と施策の理念や役割などを共有するために策定した「放課後児童育成施策基本指針」を基に、平成 27 年 4 月に施行される「子ども・子育て支援新制度」や社会経済情勢の変化等を踏まえ、外部有識者等で構成する「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」での懇談を経て、平成 26 年 10 月に改定しました。

本市における認定こども園の方向性

(1) 認定こども園について

- 保育所、幼稚園等のうち、
- ・就学前の子どもに乳幼児期の保育・教育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、保育・教育を一体的に行う機能)
 - ・地域における子育て支援を行う機能(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



ゆうゆうのもり幼保園（都筑区）

を備え、認可・認定基準を満たす施設は、「認定こども園」の認可・認定を受けることができます。

また、認定こども園には、4つの類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)が設けられています。

【認定こども園の類型】

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 認定こども園の推進に関する基本方針

○本計画では、本市の目指すべき姿として「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』」を掲げるとともに、計画推進のための基本的な視点として、「子ども・青少年にとっての視点で支援を行う」こととしています。

○子どもたちの「主体性」、「志向性」、「関わる力」を伸ばしていくためには、乳幼児期における育ちの連続性が重要です。併せて、保育所、幼稚園、小学校の「違い」や「連続性・一貫性」を調和させながら、子どもたちの育ちと学びをつなぐための保育・教育を一層進めていく必要があります。

○認定こども園の主な特長として、

- ・子どもが保育・教育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても(2号認定から1号認定に変更になった場合など)、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍することが可能であること
- ・在園児の保護者の就労状況等の変化だけでなく、今後当面の間見込まれる保育に関する潜在ニーズの顕在化など、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができ、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に進めていく上で効果的であること
- ・子育て支援の機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実につながる事などが挙げられます。

○現在、本市における幼稚園（休園の1園を除く281園）のうち、本市独自の預かり保育（就労要件があり、在園児を対象とした長時間保育）の認定園は170園（平成27年2月1日現在）となっています。新制度において、幼稚園は原則として1号認定の子どもが利用する施設であるため、現行の本市の預かり保育実施幼稚園が新制度上で取組を継続するには、幼稚園型認定こども園へ移行する必要があります。併せて、最終的には3歳未満児の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園を目指すという視点も重要です。

○待機児童対策が本市における重要施策となっていることから、これまで幼稚園から認定こども園への移行支援に先行して取り組んできましたが、今後は、認定こども園の特長を踏まえ、保育所から認定こども園への移行支援についても検討します。

⇒こうしたことを踏まえ、本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

(3) 本市における認定こども園の位置付け（役割、担う機能のあり方）

（認定こども園の位置付け）

○乳幼児期における育ちの連続性の確保や保育・教育ニーズへの柔軟な対応といった視点から、認定こども園は保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場として、本市の保育・教育施策を長期的、安定的に推進するための柱の一つに位置付けます。

（小規模保育等との連携）

○小規模保育等との連携について、認定こども園はモデル的に保育内容の支援、横浜保育室や小規模保育事業等の卒園児の優先的な受入枠の設定を行うこととします。連携に当たっては、3歳を境に子どもの環境が大きく変化すること等による、未就学期の子どもの育ちへの影響についても十分に考慮し、研修等の充実なども視野に入れながら検討を進めることとします。

（認定こども園についての周知）

○認定こども園の推進に当たっては、利用者にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、その意義や役割、特徴について、本市として丁寧な周知、説明を行うことが重要です。

（幼保連携型認定こども園について）

○幼保連携型認定こども園について、次の方向性で進めることとします。

【保育が必要な低年齢児の受入れ】

- ・現在、本市において需要が多い3歳未満児の受入枠の設定を促すこととします（設定が難しい場合は、3歳未満児の保育を実施する施設・事業との連携を義務付けます。）。

【子育て支援の機能】

- ・周辺の地域子育て支援拠点等をはじめ、地域の関係機関と連携し、子育て支援を行います。
- ・併せて、子育て支援（一時預かりや親子の居場所、相談対応、情報提供、育児講座など）に関するニーズが高いことや新制度の施行に伴い、全ての認定こども園において、主に子育て支援を行う主幹保育教諭等が専任化されることなどを踏まえ、実施すべき子育て支援の事業数を増やす（あるいは必須の事業を設ける）ことや子育て支援を実施する場（親子の居場所）を常設とすることなどにより、本市における子育て支援を充実します。

(4) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の考え方について

ア 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
- 認定こども園に係る国の公定価格の先行きが不透明であり、今後園の移行希望が変動する可能性があることから、全市を対象として設定するとともに、計画中間年（29年度）で見直しを行うことを前提とします。

		方向性
移行対象の区域		全ての区域（全市）
想定する移行園数		60園程度（幼稚園型が40園程度、幼保連携型が20園程度を想定）
市計画で定める数 （※）	1号	0（幼稚園からの移行であり、移行に伴う1号枠の拡充は設定しない。）
	2・3号	3号認定：380人、2号認定：660人

※計画で定める数

新制度では、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、事業計画において、量の見込みを超えて認定こども園の認可・認定ができるよう、「都道府県（又は指定都市・中核市）計画で定める数」を記載することとされています。

イ 保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行について

- 保育ニーズの増加が見込まれる当面の間は、移行に伴う2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
- 当面の間は、待機児童対策の観点から、移行について、1号認定のニーズが充足していない区域を対象とするとともに、計画中間年（29年度）で見直しを行うことを前提とします。ただし、29年度の見直しの際は、最終的に全市で幼稚園と保育所の両方から移行することを想定し、あらためて認定こども園の本来の趣旨（子育て支援の機能も必須としていること、またその対象のほとんどが低年齢児であることなど）を踏まえた議論を行った上で、再度区域の設定を行うこととします。

		方向性
移行対象の区域		当面の間は、1号認定のニーズが充足していない区域
想定する移行園数		当面の間は、原則として、「移行を希望する園」を対象に、対象とする区域においてそれぞれ2～3園程度を想定
市計画で定める数	1号	0（1号認定のニーズが充足していない区域のみ、量の見込みに到達するまで設置が可能。）
	2・3号	0（保育所からの移行であり、移行に伴う2、3号枠の拡充は設定しない。）